

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県統計調査条例に基づいて知事等が行う統計調査（以下「統計調査」という。）のうち、定期に又は継続的に実施するものを追加すること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 統計調査のうち、定期に又は継続的に実施するものとして、男女共同参画意識調査及び外国人登録統計調査を加える。
- (2) 統計調査のうち、住宅需要実態調査の拡大調査の名称を住生活総合調査に改める。
- (3) (1)の調査は、調査票を郵便等により送付し、又は送信し、及びこれを回収し、又は受信する方法により実施するものとする。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

発達障がい者及び高次脳機能障がい者の症状、状態像等を適切に把握できるよう精神障害者保健福祉手帳の申請書に添付する診断書の様式を改める。

2 規則の概要

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の申請書に添付する診断書の様式を改める。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の申請書に添付される年金証書等の写しの内容の日本年金機構等への照会に関する同意書を添付させることができるものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

発達障がい者及び高次脳機能障がい者の症状、状態像等を適切に把握できるよう自立支援医療費の支給認定の申請書に添付する精神通院医療に係る診断書の様式を改める。

2 規則の概要

- (1) 自立支援医療費の支給認定の申請書に添付する精神通院医療に係る診断書の様式を改める。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 引用している廃棄物の処理及び清掃に関する法律の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、国が認定する無害化処理施設に係る実証試験を行う施設（以下「無害化処理実証試験施設」という。）の設置を行う前に条例手続を行うことが義務付けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 条例手続の対象となる施設に無害化処理実証試験施設が加えられたことに伴い、当該施設に係る条例手続に関し、所要の規定の整備を行う。
- (2) 既存の廃棄物処理施設等を承継又は更新する場合において、条例手続を不要とする要件を明確にする。
- (3) 事業者と関係住民の合意形成に関する判断結果及び意見調整結果の周知方法として、意見書を提出した者への通知を追加する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日とする(4)の一部を除き、平成23年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、熱回収施設設置者の認定制度が創設されたこと等に伴い、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定制度についての各種様式を定める等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定制度についての各種様式を定める。
- (2) 一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請に係る様式を定める。
- (3) 一般廃棄物処理施設の定期検査の申請に係る様式を定める。
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、又は変更した場合に加え、解任した場合についても報告書を提出するものとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

### 鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法の用途規制違反を防止するとともに、届出等を行う者に分かりやすい様式とするための様式の見直し等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) クリーニング所開設届に都市計画法の用途地域を記載することとする。
- (2) クリーニング所の検査確認を受けたことを証する書類の掲示義務を撤廃する。
- (3) 届出等の際の添付書類の見直しを行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布の日とする。

### 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 平成23年度から新たに実施される事業の施行に係る各年度において徴収する分担金の総額を定める。
- (2) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）について、当該事業の施行に係る各年度におい

て徴収する分担金の総額を改める。

## 2 規則の概要

- (1) 平成23年度から施行する次の事業について、各年度の分担金の額を、次のとおりとする。
  - ア 基幹水利施設ストックマネジメント事業（大井手地区） 工事費の100分の5に相当する額
  - イ 地域ため池総合整備事業 工事費の100分の2に相当する額
  - ウ 農業用水再編対策事業（大井手地区） 工事費の100分の5に相当する額
- (2) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）における分担金から、国営大山開拓建設事業で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。